

年金受給者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、下記届出が必要です。

公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

ご提出が遅くなりますと、年金額の過払いとなり、ご返還いただく場合があります。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

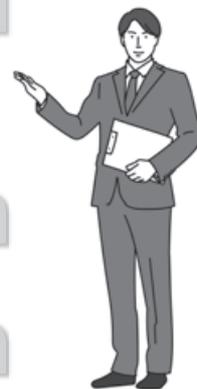
公務員(短時間再任用職員)、民間会社や私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。

※在職者に係る老齢厚生(退職共済)年金の停止額の計算方法は、令和4年4月以降、年齢に関わらず以下のとおりとなります。



【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき



支給停止額
= 0円(全額支給)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき



支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2×12

用語の説明

- **基本月額**
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の月額
- **総報酬月額相当額**
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

※支給停止額は月ごとに計算されるため、標準報酬月額等の増減により変更される場合があります。